

# 16.修繕委員会細則

## (総則)

第1条 この細則は大規模修繕計画・工事の実施に関し理事会を補佐し助言する諮問機関の設置・運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称)

第2条 諮問機関の名称は、スペリア佐屋管理組合修繕委員会(以下「委員会」という。)とする。

## (目的)

第3条 委員会は、大規模修繕計画・工事に関する事項について調査・協議し、大規模修繕工事の円滑な実施に向けて理事会を補佐し、必要な答申を行うものとする。

## (委員)

第4条 委員会の委員は、組合員をもって構成する。また、オブザーバーとして管理委託契約先である(株)合人計画研究所に出席を求めることができる。

## (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 委員 4名

2 委員長は委員の互選とする。

3 委員の選出は次の通りとする。

南西館 1名 南東館 1名 東館 1名は公募し、役員より2名選出する。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は第1回大規模修繕工事完了までとする。

## (委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集することができる。

2 委員長が必要と認める場合は、前号により招集された委員会に専門的知識を有する者に対し、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

3 委員会は、委員の半数の出席により成立し、議事は委員の過半数で決するものとする。

4 委員長は会議の議事録を作成し保管する。

(業務)

第8条 委員会は第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 2 組合管理部分にかかる対象物の大規模修繕計画・工事に関すること。
- 3 前号に伴う運用方法および費用負担に関すること。
- 4 理事会から要請があった場合は、これを調査し理事会に報告すること。
- 5 その他前各号に付帯、関連する理事会からの諮問事項および組合員からの要望事項に関すること。

(経費)

第9条 委員会の運営に必要な経費は管理組合が負担する。

- 2 前項の経費の支出にあたっては、その用途、金額、支払い先等について事前に理事会の承認を得るものとする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は年額以下の通りとする。尚1年に満たない時は月割りで計算する。

- 一 委員長 24,000円
- 二 委員 12,000円

(付則)

第1条 この細則は、平成21年3月29日から施行する。